

## 問 4

# 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が**2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第3項)

なお、専任技術者の配置は下請工事であっても必要です。

## ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負代金の額が**2,500万円(建築一式工事は5,000万円)**  
**以上の個人住宅を除くほとんどの工事** (P5 \* 2参照)

※いわゆる民間工事も含まれます。

## 「工事現場ごとに専任」とは

**専任**とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三)  
また、「営業所の専任技術者」との兼任もできません。

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可



工事現場における専任技術者

### (注意)

**「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう！！**

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます。

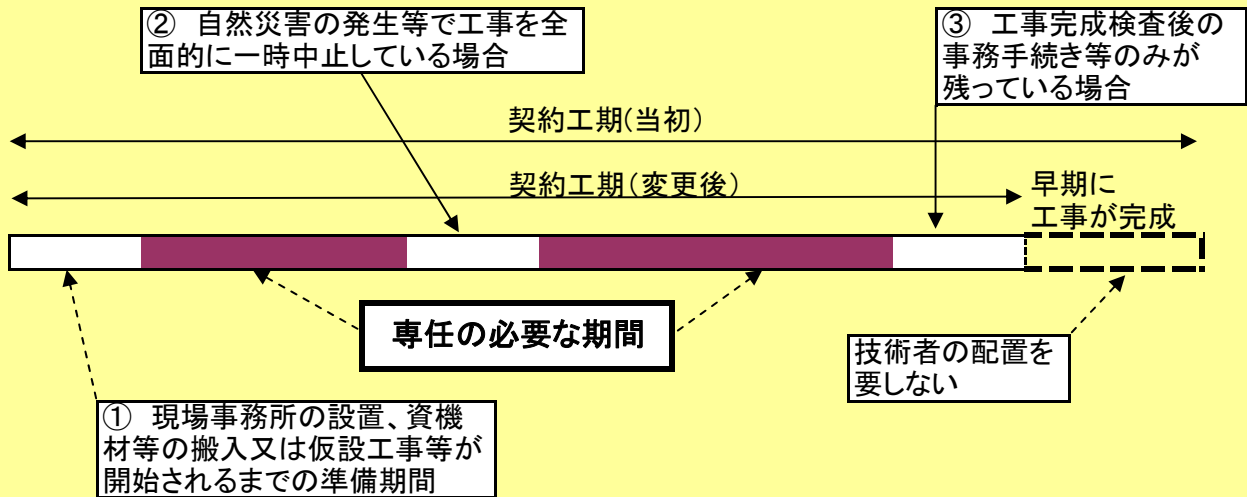
(全ての要件を満たす必要があります。)

(監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(5))

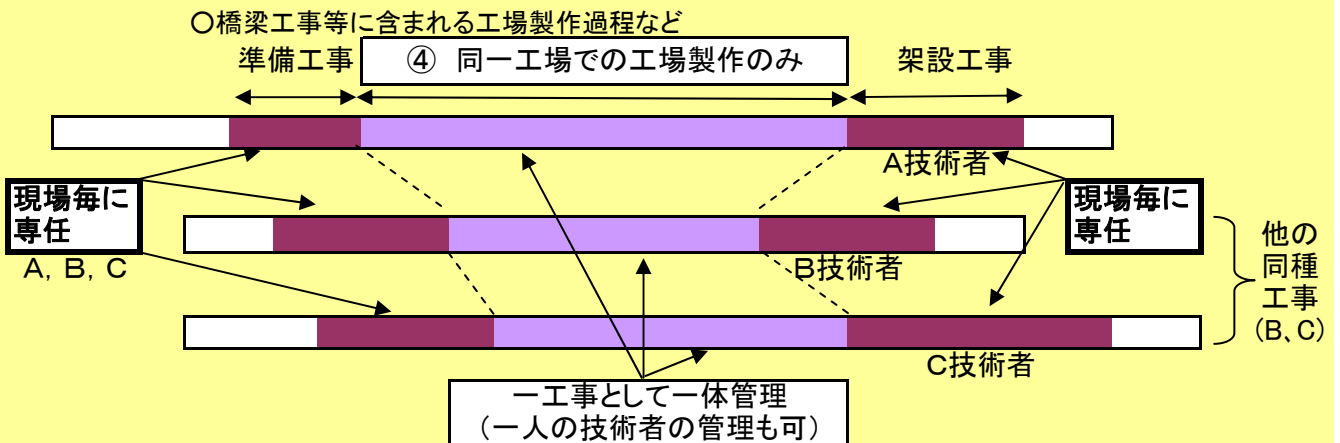
## 専任で設置すべき期間とは

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、次の期間については、**発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば**専任を要しません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

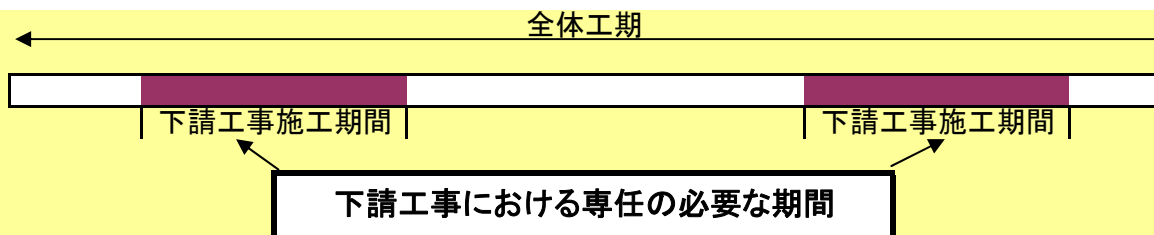
- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後の期間



## ④ 工場製作のみが行われている期間



下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています



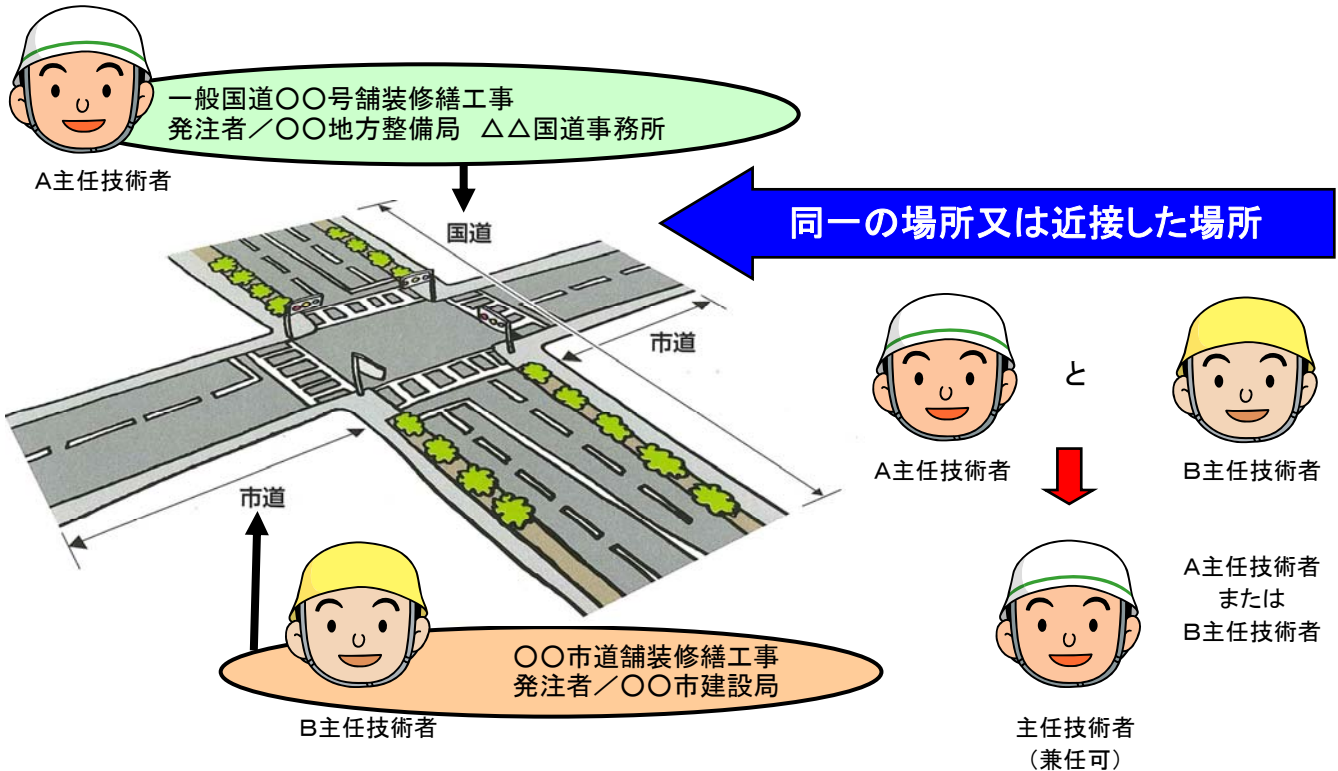
### (注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません！

## 二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合 (建設業法施行令第27条第2項・監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。

ただし、以下の①②の要件をともに満たす場合は全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該複数工事全体を管理することができます。(発注者は同一又は別々のいずれでも可)

- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの  
(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限りです。)

この場合、当該複数工事を一の工事とみなすため、これら複数工事に係る下請金額の合計を3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

**A工事 (土木一式工事)**  
請負代金 2,600万円  
下請代金 1,800万円  
専任の**主任技術者**

**B工事 (土木一式工事)**  
請負代金 2,800万円  
下請代金 1,500万円  
専任の**主任技術者**

A工事とB工事を一つの工事として見なす

**A工事+とB工事(土木一式工事)**  
※特定の土木工事業の許可が必要  
請負代金 5,400万円 (2,600+2,800)  
下請代金 3,300万円 (1,800+1,500)

専任の**監理技術者の配置が必要**

- ・契約工期が重複
- ・A工事が当初の契約でB工事は随意契約
- ・工事対象の工作物に一体性がある

